

地方公営企業と付加価値会計

水 野 一 郎

I はじめに

広義の会計の研究領域としてはマクロ会計とマイクロ会計が存在する。前者は、国民経済計算などのことで社会会計 (social accounting) と呼ばれる領域であり、後者は、企業や官庁、その他諸団体が経済主体となって実施されている会計である。そのマイクロ会計は、さらに経済主体の目的の相違によって営利企業 (business organizations, business enterprise) の会計と非営利組織 (nonprofit organizations, nonbusiness organizations, not-for-profit organizations) の会計に区分される。このうち営利企業の会計とくに株式会社形態をとる大規模企業の会計に、多くの会計研究者や会計士の調査・研究活動が集中されてきたことは周知のことである。

しかしながら近年、非営利組織の活動の社会的重要性が増大するにつれて、非営利組織の会計についても会計研究者や会計士のなかで深い関心が寄せられてきている。とりわけ財務会計基準審議会 (FASB) から委嘱を受けたアンソニー (Anthony, R.N.) の調査研究¹⁾、FASBの財務会計概念ステートメント第4号「非営利組織の財務報告の目的」の公表²⁾、公会計基準審議会 (Governmental Accounting Standards Board: GASB) の設置と概念ステートメント第1号「財務報告の目的」の公表³⁾は、非営利組織の会計に関する研究や論議を一段と活発化させている。

本稿は、こうした非営利組織の会計に関する研究動向や成果を意識しつつ、非営利組織に属するわが国の地方公営企業の会計を取り上げようとするものである。全国の地方公共団体が経営する地方公営企業は、水道、下水道、交通、病院、観光、宅地造成等幅広い分野において年々拡充し、昭和62年度末では事業数8,177、職員数370千人、決算規模14兆となっており⁴⁾、地域経済と住民福祉に重要な役割を果たしてきている。このような地域社会に密接な関係を持つ地方公営企業についての研究は、公企業や公益事業研究者による研究⁵⁾がありながらも、その会計についての研究蓄積は必ずしも多くはない。とくに地方公営企業会計についてはこれまで借入資本金や組入資本金 (造成資本金)、工事負担金や助成金などの資本金の問題が主として論じられてきたが、料金問題や予算管理等その他にも解明すべき多くの課題が存在するように思われる。これらについては今後少しずつ議論していくつもりである。

これまで筆者は、今日の資本主義社会の典型的な企業体である株式会社形態をとる大規模な営利企業を研究対象としながら、そうした現代企業の社会性の進展に注目し、現代企業会計の一つの発展方向として付加価値会計を展望してきた⁶⁾。ところでこの付加価値会計は、公共的、社会的性格が本来的でより一層強い公企業すなわち国有企業や地方公営企業などにも導入可能であり、さらに企業社会会計や社会関連会計と呼ばれる領域で開発されてきた手法を利用することによって、そうした公企業にふさわしい会計が構築できるように思われる。そのため本稿では地方公営企業の意義と特質に適合した地方公営企業会計の可能性を探求するものとして、とりえず地方公営企業の意義と現況を整理し、その会計の基本的な課題と役割について考察し、最後に地方公営企業の代表的な事業として水道事業を例にとって試論的に付加価値指標を算定し、生産性分析をおこなうことにしたい。

II 地方公営企業の意義と現況

(1) 地方公営企業の意義と特質

地方公営企業とは、一般的には、公企業の一つであって、地方公共団体が所有及び経営の主體となっている企業であると定義することができるであろう。そのため地方公営企業の意義と特質を解明するためには、公企業についての考察が不可欠となる。ここでは公企業について本格的に議論をする余裕はないので、とりえず公企業の基本的な性格を必要な限り明らかにしておきたい。

公企業概念やその定義については古くから論じられてきているが、そこでは「公企業とは国家・地方自治団体の如き公共機関によって所有せられる企業をいう」⁷⁾ というように所有関係が重視されて概念規定されることが一般的であった。これに対してもう少し公企業を具体的に定義づけたのが植草益教授の「公企業とは、政府（中央政府ないし地方政府）によって所有されて公的規制を受けつつ、一定水準の価格を課して財貨・サービスを提供し、独立採算を経営原則として営業される事業体である」⁸⁾ という定義である。この定義は、公企業を考える場合により基本的で本質的な所有関係をベースにしたうえで公企業の重要な特質を規定したものと見える。そのため本稿ではこの定義にしたがって公企業を理解しておきたい。なおここで混同されやすい類似概念として公企業と公益企業との相違についてふれておきたい。すでにみたように公企業は私企業に対置されるもので「事業の所有形態（ownership）上の概念」であるのに対して、公益企業は電気・ガス・水道・鉄道・郵便などのような生活必需用益を独占的に、不断に供給する設備産業を意味するもので事業の「業種概念」に属するものなのである⁹⁾。

公企業の設立の目的や存在理由を近代経済学では一般に「市場の失敗ないし不完全」の調整・補完に求めることが多いが、小宮隆太郎教授のつぎのような指摘は、公企業の特質を理解するうえで重要である。「公企業の存在理由は、単に市場の失敗というだけではなく、(i) 国家的観点から要請されるなんらかの政策を確実に実施するために、その一部を担当する、(ii)

私企業ベースでは採算の合わないある種のサービスを、営利を度外視して（低い価値で）確実に供給する、あるいは、(iii) 経済全体としてはおそらく有意義であると期待されても、その事業リスク（収益の不確実性）があまりに大きくて私企業では負担しきれない、等の点にあるのではないかと思われる¹⁰⁾。そのため同教授によれば、「公企業については広い意味での『赤字』はほとんど必然的」であり、一部の例外を除けば、「通常の私企業としての経済計算では赤字を出すのが当然であるような事業を公企業は担当している」のであって、したがって「財政的にみれば、国民の側としては、どれだけのパブリック・マネーを投入して赤字を負担し、そのかわりに私企業からは期待できないサービスなり成果なりをどれだけ得るかというトレード・オフが、公企業問題の基本的問題」なのである¹¹⁾。こうした公企業の特質は地方公営企業にも当てはまり、その「基本的問題」は、地方公営企業にとっても同様に基本的問題なのである。

(2) 地方公営企業の現況

つぎに昭和62年度の地方公営企業決算から地方公営企業の現況を明らかにしておきたい¹²⁾。

まず地方公営企業の事業数であるが、昭和62年度末で8,177事業（地方公営企業法適用企業3,376、非適用企業4,801）となっており、前年度に比べて21事業、0.3%増加している。昭和40年度末の5,955事業からみると1.37倍になっている。事業別にみると上水道および簡易水道を合わせた水道事業が3,642事業で最も多く、全体の44.5%を占め、ついで下水道事業が1,282事業（全体の15.7%）となっている。また職員数については、昭和62年度末で369,652人（法適用企業337,601人、非適用企業32,639人）となっており、前年度に比べて3,063人、0.8%増加している。地方公共団体の職員数（普通会計）は昭和62年度末で2,814,362人であり、これと比較すると公営企業の職員数は13.1%となり、少なくない職員数である¹³⁾。事業別にみるとやはり労働集約的な病院事業が189,228人で最も多く、全体の51.2%を占めている。ついで水道事業72,167人、交通事業48,935人などとなっている。

民営を含めた公益事業全体の中に占める地方公営企業の地位は、水道事業98.2%、工業用水道事業99.7%、軌道・地方鉄道事業18.5%、自動車運送事業25.6%、電気事業1.0%、ガス事業4.3%、病院事業14.4%、となっている。なお下水道事業はすべて地方公共団体が事業主体である。このように公益事業としての水道事業はその大部分を地方公営企業が担っているのである。

地方公営企業の昭和62年度の決算規模は、14兆509億円で前年度より1兆2,136億円、9.5%増となっている。同年度の地方公共団体の決算規模（歳出、普通会計）は63兆2,201億円であり¹⁴⁾、これと比較すると地方公営企業の決算はかなり大きなウェイトをもっていることがわかる。

最後に地方公営企業の中でも主要なものである地方公営企業法の全部または一部を適用しているいわゆる法適用企業の経営の概況をみておこう。法適用企業の62年度の決算を主要な事業

別にみたものがつぎの表1である。

表1 法適用企業の業種別決算状況

(単位：百万円、%)

項目	業種 水道 (含簡水)	交通	病院	下水道	全事業	全事業に対する構成比			
						水道	交通	病院	下水道
経常収益	2,250,042	712,966	2,369,228	827,154	6,927,534	32.5	10.3	34.2	11.9
営業収益	2,022,870	564,475	2,116,208	696,107	6,097,934	33.2	9.3	34.7	11.4
経常費用	2,105,318	802,417	2,352,691	792,339	6,709,402	31.4	12.0	35.1	11.8
営業費用	1,591,072	573,142	2,240,750	410,686	5,389,898	29.5	10.6	41.6	7.6
うち職員給与費	422,848	368,545	1,125,799	80,245	2,083,997	20.3	17.7	54.0	3.9
減価償却費	340,387	102,970	118,403	171,484	792,313	43.0	13.0	14.9	21.6
支払利息	492,013	211,651	96,214	374,205	1,248,920	39.4	16.9	7.7	30.0
経常利益	144,724	-89,451	16,537	34,815	218,132	66.3	-41.0	7.6	16.0
経常収支比率	106.9	88.9	100.7	104.4	103.3				
営業収益に対する									
職員給与費比率	20.9	65.3	53.2	11.5	34.2				
減価償却費比率	16.8	18.2	5.6	24.6	13.0				
支払利息比率	24.3	37.5	4.5	53.8	20.5				
総事業数に対して									
経常損失を生じた	15.1	48.8	30.3	42.0	20.6				
事業数割合									

(注) 1. 事業数には建設中の事業を含まない。
2. 営業収益は受託工事収益を除いたものである。

(出所) 『地方公営企業年鑑』第35集、より作成。

表1から明らかなように、ここでは交通事業だけが経常収支で赤字となっており、895億円弱の経常損失を出している。また総事業数に対して経常損失を生じた事業数割合は48.8%にもものぼっている。すなわち交通事業の約半数の企業は、期間損益で赤字となっているのである。さらに交通事業における営業収益に対する職員給与比率は、全事業の人件費の54.0%を占める労働集約的企業である病院事業の53.2%よりも高く65.3%となっている。これに比べて水道事業は相対的に業績が良く、経常利益1,447億円は、全事業の66.3%を占めている。なお全事業の減価償却費のうち水道事業が43.0%を占め、支払利息も水道事業が39.4%を占めていること、下水道事業の営業収益に対する支払利息比率が53.8%の高率になっていることにも目を向ける必要があるだろう。

Ⅲ 地方公営企業会計と社会関連会計

(1) 地方公営企業会計の特徴

わが国の地方公営企業会計は、官庁会計とは違って基本的には企業会計と同様、複式簿記システムにもとづく発生主義会計である(地方公営企業法第20条)。会計原則は、企業会計原則の一般原則から単一性の原則を除いたものとはほぼ同様で6つの原則を定めている(同施行令第9条)。しかしながら地方公営企業会計には一般の企業会計ではみられない特徴があり、その

最も重要な点は、資本概念である。

地方公営企業の資本は、資産の金額から負債（建設または改良に要する資金に充てるために発行する企業債を除く）の金額を控除した額をもって資本とされ、その資本は資本金及び剰余金に、資本金は自己資本金及び借入資本金に、剰余金は資本剰余金及び利益剰余金に区分されるのである（同施行令第15条）。すなわち企業会計では当然負債に整理されるべき企業債や長期借入金が、ここでは借入資本金という概念によって資本金に含まれているのである¹⁵⁾。

また自己資本金はその源泉から固有資本金、繰入資本金、組入資本金（造成資本金）に区分されている。固有資本金とは地方公営企業法適用前から経営されていた企業において、同法を適用する際に資産から負債を控除した金額から資本剰余金として整理されるものを除いたものである。繰入資本金とは建設または改良目的のために一般会計や特別会計から出資された金額である。基本的に租税等を源泉としている前2者と違って、組入資本金とは利益または利益剰余金を資本金に組み入れることによって形成されるもので、そのため造成資本金とも呼ばれているものである。自己資本金への組み入れは、地方公営企業法施行令第25条では3つの場合が規定されている¹⁶⁾。このように今日の企業会計では認められない自己資本金の造成という独特の資本金会計規定を地方公営企業会計はもっているのである¹⁷⁾。

さらに資本助成目的の建設助成金や工事負担金などは、昭和49年以前の企業会計原則に準拠して資本剰余金として認識され、整理されているのである。

以上のように地方公営企業会計は、特殊な資本金規定にその重要な特徴があり、主としてこの点をめぐって公営企業会計の理論研究や議論がこれまで行われてきたのである。地方公営企業の資本金規定の理論的基礎は、実体資本ないし実物資本維持の考え方である。戦後の公営企業会計に重要な影響を与えてきた江村稔教授は、そうした公営企業の経営維持、実物資本維持の立場から地方公営企業の資本金を説明している¹⁸⁾。そしてこのような考え方を一層発展させ、公営企業における収益と費用の差額たる「利益」の利益性を否定し資本性を強調したのが、昭和40年10月に出された「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会答申」（黒沢清会長、番場嘉一郎会長代理）である¹⁹⁾。この答申の造成資本金は、経営悪化のため国鉄では結局一度も実施されなかったが、一部の地方公営企業では自治省・厚生省の支持を受けて実践されている²⁰⁾。

こうした実物資本維持を基礎とする公営企業の資本金を鋭く批判したのが醍醐聡教授であった。教授は、貸借対照表借方側の資産と貸方側の資本とを結びつける思考を不当とし、造成資本が累積欠損金をはるかに上回っている状況の下で造成資本金が果している現実的役割が「欠損造成会計」となっていると批判するのである²¹⁾。これに対して津曲直躬教授は、公営企業会計の特徴は、「株式会社企業会計における諸関係を単に類推適用しただけでは浮彫りにされない」として「欠損造成会計」論を批判し、「公営企業の実態が、資本利益計算としての期間損益計算によるよりは、むしろ、資金収支の追跡を通じて的確に観察できる」と主張している²²⁾。

(2) 地方公営企業会計の基本的課題——社会関連会計への展望——

地方公営企業会計は、地方公営企業の存在意義あるいはその目的の遂行にふさわしい会計として確立されなければならない。すでに第2章でみたように公企業の存在理由は、なによりも私企業からは期待できないサービスや成果を確実に供給するところにある。そのため公企業の給付活動は、きわめて外部経済効果が高いものとなっている。また外部経済効果が高い公企業とはいえ、生産性を向上させ、有効かつ能率的な経営を進めていくことは当然要請されることである。アンソニーは、財務会計の概念フレームワークの前提のなかで「非営利主体の主たる経済的目標は、利用可能な経済的資源を用いて満足のゆく量のサービスを提供するか、あるいは、納得できる程度の少ない資源で決められた量のサービスを提供することである」と述べている²³⁾。すなわち地方公営企業にそくしていえば、地方公営企業の目的は、水道や交通等の各事業の特性に応じた給付活動を経済性を発揮しながら利用者が満足するように継続的かつ確実に実施することであろう²⁴⁾。

ところで株式会社企業会計の損益計算には、分配可能利益算定目的と業績評価目的があった。しかし地方公営企業会計においては、上述してきたような地方公営企業の意義と特質からみて分配可能利益算定目的は必要ないものの、業績評価目的は株式会社企業会計におけるそれよりも重要であろう。すなわち地方公営企業会計の基本的な課題の一つが、地方公営企業の業績評価指標の確立なのである。株式会社企業における資本的所有関係を類推適用して算定された利益は、地方公営企業の業績評価指標としては不十分であろう。ここで参考となるのがサイドラー (Seidler, L.J.) の提示した営利企業の社会的損益計算書 (Social income statement of a profit seeking organization) である²⁵⁾。サイドラーは、その中でまず「企業の生産した付加価値」を算定し、つぎに「販売されなかった社会的に望ましいアウトプット」を加算し、「支払われなかった社会的に望ましくない効果」を控除して「社会的純利益 (損失)」を計算しようとするのである。これは、「企業が企業自体と従業員の努力によって創造された富」²⁶⁾であり、企業の生産性と国民経済に対する貢献をあらわす指標である付加価値とそれに加えて外部経済および外部不経済の効果を考慮に含めている点で高く評価できるものである。サイドラーの提案は営利企業の社会的損益計算であるが、地方公営企業会計の将来の方向を考えるうえで参考になるものである。そこにおける第一の問題は、外部経済・不経済の効果をいかに測定するのかということであろう。この問題は、重要ではあるものの、きわめて困難な課題である。外部経済・不経済の効果を貨幣的に評価できない段階では、付加価値と切り離し、物量的指標や記述による表示も考えられるだろう。その場合、国民生活指標 (NSI) などの手法も参考になる。いずれにしろ地方公営企業の各事業ごとに社会との関わりあいや社会的支出を整理していく基礎的作業が不可欠である。また外部経済・不経済の効果を貨幣的に評価できない段階では、とりあえず地方公営企業の付加価値の算定とそれを利用した業績指標の確立も重要であろう。というのは、営利を目的としない地方公営企業では、利益よりもむしろ付加価値の

方が業績評価指標としてすぐれているように思われるからである。

IV 水道事業と付加価値分析

ここではとりあえず付加価値の算定と付加価値分析の中心的なものとして生産性分析の手法を取り上げ、試論的に水道事業に適用してみる。ここで水道事業を取り上げたのは、その事業数や決算規模の大きさからみて、またその事業の基本的性格すなわち日常生活に不可欠な水を地域独占的に供給しているという性格からみて、わが国における地方公営企業の代表的な事業であるからである。

『地方公営企業年鑑』では付加価値は算出されていないのでまずその計算から始める必要がある。付加価値は、控除法では一般に生産高（あるいは売上高）－前給付費用＝付加価値で算定される。水道事業はサービス業と同様、ストックができないことが特徴なので生産高＝売上高となり、ここでは営業収益をこれにあてたい。前給付費用としては資料の制約もあり、ここでは営業費用－職員給与費を前給付費用とする。さらに前給付費用から減価償却費を控除すれば粗付加価値指標が得られる。付加価値および生産性分析に必要な指標を過去5年間計算し、整理したものが、表2である。表2から明らかなように純付加価値及び1人当りの純付加価値である付加価値生産性は、58年以降着実に伸びてきている。

さてそうした付加価値生産性（純付加価値／職員数）が、どのような要因によって向上してきたのかを分析するのに、一般にはつぎのような等式で生産要因分析が行われる。

$$\text{①付加価値生産性} = \text{経営資本集約度} (\text{経営資本} / \text{職員数}) \times \text{経営資本回転率} (\text{営業収益} / \text{経営資本}) \times \text{付加価値率} (\text{純付加価値} / \text{営業収益})$$

この等式は、付加価値生産性を経営資本集約度、経営資本回転率、付加価値率の3つに生産要因を分析するものであり、これによって付加価値生産性の向上が投資対策によるものか、操業度対策によるものか、あるいは能率の向上もしくは外注対策によるものか、などを検討し、またその相互関係をみていくのである。

表2によれば付加価値生産性は、58年度から62年度にかけて20.5%伸びてきたのであるが、経営資本集約度はそれ以上の37.9%も伸びている。他方経営資本回転率と付加価値率は、59年度こそ58年度水準を上回ったものの最近3年間は低下傾向を示している。すなわちこの間の生産性の向上はもっぱら職員の合理化と過去の投資政策によるものであって、いまや過大投資の傾向が出てきていることがわかる。また外注関係が一定ならば、より一層能率を向上させて前給付を削減させ付加価値率を高めることも必要である。この等式が基本的なものであるが、これはさらにつぎの②と③の式のようにも展開できる。

$$\text{②付加価値生産性} = 1 \text{人当り営業収益} (\text{営業収益} / \text{職員数}) \times \text{付加価値率}$$

$$\text{③付加価値生産性} = \text{経営資本集約度} \times \text{経営資本生産性} (\text{付加価値} / \text{経営資本})$$

②の式は、1人当り営業収益と付加価値率に分析するため、付加価値生産性の向上が、営業

表2 水道事業（法適用）

項 目	58年度 a	59年度 b	60年度 c	61年度 d	62年度 e
営業収益	1,658,196	1,833,778	1,903,050	1,961,467	2,022,870
営業費用	1,286,784	1,382,275	1,469,867	1,534,007	1,591,072
うち職員給与費	360,121	377,639	400,720	413,309	422,848
前給付費用	926,663	1,004,636	1,069,147	1,120,698	1,168,224
うち減価償却費	257,018	280,898	301,042	322,446	340,387
純付加価値	731,533	829,142	833,903	840,769	854,646
粗付加価値	988,551	1,110,040	1,134,945	1,163,215	1,195,033
職員数	71,523	70,866	70,340	69,805	69,323
付加価値生産性	10.23	11.70	11.86	12.04	12.33
付加価値率	44.1	45.2	43.8	42.9	42.2
1人当り営業収益	23.18	25.88	27.06	28.10	29.18
経営資本（平均）	8,924,368	9,750,601	10,605,608	11,309,928	11,924,696
経営資本集約度	124.78	137.59	150.78	162.02	172.02
経営資本回転率（回）	0.186	0.188	0.179	0.173	0.170
経営資本生産性（％）	8.2	8.5	7.9	7.4	7.2

（注）1. 営業収益は受託工事収益を除いたものである。

2. 経営資本＝総資本－（建設仮勘定＋投資＋繰延勘定）

（出所）『地方公営企業年鑑』第35集より作成。

収益の増大か、あるいは高付加価値化か、いずれの方に重点があるのかがわかる。表2から明らかのように、ここでは1人当りの営業収益の増大によって生産性が向上してきたのである。③の式は、経営資本生産性すなわち経営資本の投資効率の向上か、資本集約度の高度化か、いずれによって生産性が上昇してきたのかがわかる。表2によれば、経営資本生産性は58年度の8.2%から62年度は7.2%にまで低下しており、もっぱら経営資本集約度の高度化によって生産性が向上してきたことがわかるのである。

V むすびにかえて

以上、地方公営企業の意義と現況を整理し、その会計の基本的な課題と役割について考察し、最後に地方公営企業の代表的な事業として水道事業を例にとって、試論的に付加価値指標を算定し、生産性分析をおこなってきた²⁷⁾。本稿では紙幅の都合もあって各章とも舌足らずな点も少なくない。不備な点は別な機会にあらためて述べてみたい。

注

- 1) Anthony, R. N., *Financial Accounting in Nonbusiness Organizations*, FASB May 1978.
- 2) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 4 : Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, December 1980.
- 3) GASB, *Concepts Statement No. 1 : Objectives of Financial Reporting*, 1987.

企業）の付加価値分析。

（単位：百万円、％）

対前年度伸び率				趨勢（58年度=100）			
(b-a) / a	(c-b) / b	(d-c) / c	(e-d) / d	59年度	60年度	61年度	62年度
10.6	3.8	3.1	3.1	110.6	114.8	118.3	122.0
7.4	6.3	4.4	3.7	107.4	114.2	119.2	123.6
4.9	6.1	3.1	2.3	104.9	111.3	114.8	117.4
8.4	6.4	4.8	4.2	108.4	115.4	120.9	126.1
9.3	7.2	7.1	5.6	109.3	117.1	125.5	132.4
13.3	0.6	0.8	1.7	113.3	114.0	114.9	116.8
12.3	2.2	2.5	2.7	112.3	114.8	117.7	120.9
-0.9	-0.7	-0.8	-0.7	99.1	98.3	97.6	96.9
14.4	1.3	1.6	2.4	114.4	115.9	117.8	120.5
2.5	-3.1	-2.2	-1.4	102.5	99.3	97.2	95.8
11.6	4.6	3.9	3.8	111.6	116.7	121.2	125.9
9.3	8.8	6.6	5.4	109.3	118.8	126.7	133.6
10.3	9.6	7.5	6.2	110.3	120.8	129.8	137.9
1.2	-4.6	-3.3	-2.2	101.2	96.6	93.3	91.3
3.7	-7.5	-5.5	-3.6	103.7	95.9	90.7	87.4

- 4) 地方公営企業経営研究会編『地方公営企業年鑑』地方財務協会、第35集、昭和63年11月。
- 5) 公企業論や公益事業論において多数の著書、論文があり、ここでは紙幅の関係上それらを紹介することはできないので大島国雄『公企業の経営学（第2新訂版）』（白桃書房、昭和62年）の巻末の参考文献を参照されたい。
- 6) 拙書『現代企業の管理会計—付加価値管理会計序説—』白桃書房、1990年。
- 7) 大島国雄掲書、14頁。
- 8) 植草益「公企業分析序説」『経済学論集』44巻4号（1979年1月）
- 9) 西川義朗『改訂公企業会計』国元書房、昭和53年、3頁。
- 10) 小宮隆太郎「第1章公企業の数・形態・役割に対するコメント」（岡野行秀、植草益編『日本の公企業』東京大学出版会、1983年、所収）26頁。
- 11) 同上28頁。
- 12) 地方公営企業経営研究会編前掲書。
- 13) 自治省編『地方財政白書（平成元年版）』平成元年4月、76頁。
- 14) 同上2頁。
- 15) この理由を自治省の事務当局は、「まず第1の理由としては、公営企業は発足当初、その大部分が借入金によって施設の建設を行うため、企業開始時には自己資本金がほとんどないということ、第2に資本金なくして企業という存在を考えることは適当でないこと、第3として借入資本金を『もつ』として営業を開始し、事業の永続的経営のため建設された資産を維持する必要があること等によるものと考えられる」と述べている。地方公営企業制度研究会編『地方公営企業の財務』ぎょうせい 昭和63年、250—251頁。
- 16) 3つの場合とは、①減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合、②建設改良積立金を使用して公営企業の建設または改良を行った場合、③施行令第24条第4項の規定による積立金を

使用して一般会計等からの長期借入金を償還した場合である。

- 17) こうした組入資本金制度は、醍醐教授によれば地方公営企業だけでなくNHK、印刷局、アルコール専売事業などにおいても行われている。醍醐『公企業会計の研究』国元書房、昭和56年、9頁。
- 18) 江村教授は「公企業が維持すべきものは、企業体そのものであり、そのかぎりでは、固有資本金は株式会社ほどの重要性をもっていないといえるのである」と述べ、企業債によって取得された「固定資産は、地方公営企業の性格上、きわめて重要な意味をもち、地方公営企業はその努力によってこれを維持すべき責任を負っている。したがって、これは実物資本を構成していると考えることが可能であり、また、この考え方による際には、実物資本に明確に対応する資金源泉を、広義の資本金と考えることが可能となる。地方公営企業が発行する建設・改良のための企業債が、とくに、借入資本金とされている理由は、ここに求めることができよう」というように地方公営企業の資本金制度を説明し、さらに「元来、公企業のあげた『利益』は、株式会社における利益とは、本質的に異なるものであって、配当その他の形で、企業外部に分配できるものではない。利益は、すべて、企業内部に留保すべき性格をもつばかりでなく、利益に相当する資金が建設などに充当されて、企業資本を構成するともいえるのである」とも述べている。江村稔『公企業会計講話』良書普及会、昭和41年、145-147頁。

なおこうした実物資本の維持という考え方は、自治省の事務当局の立場でもある。すなわち「公営企業における資本の意義は、損益計算の基礎となること及びサービス供給の根拠たる構築物等の固定資産の維持を図ることが主要な目的であり、債権者の担保ではないのである。なぜならば、前述のように公営企業は最終的には、地方公共団体の課税権によって担保されているからである」（地方公営企業制度研究会、前掲書、248頁）とし、また「組入資本金は剰余金を固定資産の取得を通じて自己資本化することにより資金の流出を防ぎ施設の長期安定性を確保し、住民への継続的サービス提供を図る目的で特に設けられた制度である」と説明している（地方公営企業制度研究会編『公営企業の経理の手引』地方財務協会、平成元年9月、248頁）。

- 19) 答申は、「国鉄には、国鉄独自の資本概念が存在すべきであり、これにしたがって、国鉄のあげた利益もしくは損失の性格も、おのずから異なってくるであろう」との問題意識のもとで、まず「国鉄の固有資本は、株式会社の資本金のような法定資本としての意味をもたないので、これを『資本金』とする必要は認められない」と述べ、「国鉄の『利益』は、すべて社内留保の対象にしかならないので、性格的に資本金や資本剰余金と区別する必要は存しない。すなわち『利益』もまた、増加資本の一種と考えることが適当と解される」として、さらに「収益と費用の差額としての『利益』は、分配可能な余剰たる性格をもち、具体的には、設備の建設や改良、あるいは債務の償還にあてられるべき資金源として機能するものである」ため、国鉄が「利益積立金」として整理している金額つまり利益剰余金は「『利益』だけでなく、むしろ造成資本と解することが適当と思われる」というのである。また答申は、運賃原価に論及して「公正な料金は、狭義の経営原価を補償するだけでなく、公共企業体の合理的経営に必要な公共的必要剰余を含む広義の原価を補償するものでなければならない」のであり、そのため「国鉄は、社会的資本の維持並びに社会の輸送需要に応えるために必要な資本造成を可能ならしめる、公共的必要剰余としての資本コストを、運賃に計上しなければならない」と主張するのである（答申は江村稔前掲書に収録されている）。

なお吉田寛教授も「社会的必要剰余」の概念を提唱し、上記答申とはほぼ同様な見地に立たれている（吉田寛『会計学総説』中央経済社、昭和59年第8章、9章参照）。

- 20) 東京都水道事業では将来の施設拡張・改良のために自己資本造成費が計上されている。安藤陽「都市化と水の価格——東京都水道事業における料金問題を手掛りにして——」『都市問題』第76巻8号（1985年8月）。なお同水道事業は1955年度から数年間自己資本造成費をすでに計上していた（醍醐前掲書78-80頁）。
- 21) 教授は、「地方公営企業とNHKの造成資本が有形固定資産と結びついた一種の実物資本であること

は明らかだが、もともと貸借対照表借方側での有形固定資産の増加を意味する『資本造成』をなぜ貸方側での資本の増加へと敷衍できるのか——この核心部分に関する説明らしい説明はみあたらない」（同上86頁）と批判し、さらに「1978年度末現在で、水道、工業用水道、電気、ガス事業において自己資本金の額はいずれも各事業の累積欠損金をはるかに上回っている。そのかぎりでは、これら地方公営企業の公示した累積欠損は拠出資本と留保利益の区別の原則にしたがって造成資本金を利益剰余金に戻入することにより解消する、会計事業としての欠損であるといわなくてはならない。——中略——造成資本会計はその現実作用からみれば、むしろ欠損造成会計とよぶにふさわしいのである」（同上88頁）と批判している。

- 22) 津曲直躬「わが国公営企業における財務会計制度」（岡野行秀、植草益編『日本の公営企業』東京大学出版会、1983年、所収）101-102頁。教授が示唆されている資金収支会計は、アメリカの公会計の基本的なフレームワークである基金会計（Fund Accounting）に結びつくように思われる。アメリカ公会計については、GASB, *Codification of Governmental Accounting and Financial Reporting Standards* 2nd ed.1987.においてこれまでの会計基準がまとめられており、公営企業が属することになる公営企業基金（Enterprise Funds）については、ヘイ（Hay,L.E.）が水道事業を例示して説明しているので参照されたい（Hay,L.E., *Accounting for Governmental and Nonprofit Entities*, eighth ed.,IRWIN,1989,pp.291-300）。
- 23) Anthony,R.N., *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin 1984, p.29.（佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房、1989年4月、39頁）
- 24) 地方公営企業法は、その第3条で「地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と規定している。
- 25) Seidler,L.J., 'Dollar Values in the Social Income Statement' (in Seidler,L. J. and L.L.Seidler, *Social Accounting : Theory, Issues, and Cases*, Melville,1975, p. 11) p.11)
- 26) Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report—a discussion paper*, 1975,p.49.
- 27) 地方公営企業の現況については、拙稿「地方公営企業の経営と会計——水道事業を中心として——」（仲村政文編『地域経済の構造と変容——国際化時代の鹿児島——』多賀出版、1990年、所収）も参照されたい。